



《お知らせ》

農林水産省は、学校給食、社員食堂、外食・弁当等に地場農林水産物の食材を活用している優れたメニューを表彰する「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施しています。今年は第5回目となり、現在表彰候補を募集しています。

募集期間は5月15日（火曜日）～7月6日（金曜日）（17時必着）です。

サポーターの皆さん！興味があり、自慢に思っているメニューがありましたら、是非ご応募ください。

詳しくは、九州農政局のホームページ

(<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/chisanccsisyou/kyusyokumenyu240515.html>) をご覧ください。

(一部抜粋)

第5回地産地消給食等メニューコンテスト実施要領

第1 趣旨

(省 略)

第2 実施主体

このコンテストは、農林水産省が実施する。

第3 コンテストの部門

コンテストは、次の2部門について実施する。

1 学校給食・社員食堂部門

学校給食を調理している学校及び学校給食を提供している学校給食センター等並びに企業の社員等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組。

なお、本部門には、幼稚園、保育所、病院、老人福祉施設、官公庁等を主な対象として給食を提供している事業者による地産地消メニューの提供の取組を含むものとする。

2 外食・弁当部門

不特定多数の消費者を対象として食事や弁当を提供する事業者による地産地消メニューの提供の取組。

第4 コンテストの参加者

コンテストの参加者は、次の1～4までに掲げる条件の全てを満たす者とする。

なお、「地場農林水産物」とは、メニューを提供している学校や事業所等が所在する都道府県内で生産された農林水産物とする。ただし、地域の実情に応じて、当該都道府県の近隣の都道府県で生産された食材を含み得るものとする。

- 1 地産地消メニューの食材として、地場農林水産物を利用していること。
- 2 地産地消メニューを継続的に提供していること。
- 3 地産地消メニューの食材として地場農林水産物を安定的に調達するため、学校や事業所等が所在する地域の生産者等と連携しているなどの取組があること。
- 4 児童や保護者、喫食者等に対する食育や地域農業等への理解促進の取組があること。

サポーター同士の情報交換の場として、地産地消サポーター制度をご活用ください。
地元いちばんニュースへの掲載依頼は地産地消推進課（093-582-2080）まで。